

(様式第2号)

第16回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成21年5月23日(土) 10:00~11:45
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 岡本副市長 松本総務部長 山口契約課長 契約課職員
事務局	総務部契約課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

入札・契約手続の運用状況等の報告
競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況報告
入札・契約等の経緯審議
工事等の指名業者選定基準の一部改正について
特別簡易型総合評価落札方式について

2 提出資料

- 資料1 契約課執行入札状況平成20年度下半期
(平成20年10月~21年3月)
- 資料2 契約課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- 資料3 契約課所管公共工事入札状況 参加業者・落札者区分別一覧表
- 資料4 入札参加資格停止等の運用状況一覧表平成20年度下半期
(平成20年10月~21年3月)
- 資料5 抽出事案関係書類(写し)
- 資料6 工事等の指名業者選定基準の一部を改正する基準
- 資料6 特別簡易型総合評価落札方式説明資料

3 審議経過

- (1) 入札・契約手続の運用状況等(平成20年10月~21年3月)を報告
- ・ 一般競争入札 該当なし
 - ・ 公募型指名競争入札 該当なし
 - ・ 簡易公募型指名競争入札(電子入札) 該当なし
 - ・ 公募型指名競争入札以外の指名競争入札 35件

・ 随意契約方式

9件

建設工事のこの間の平均落札率は、88.99%となっている。予定価格が1千万円以上8千万円未満の工事については、平均落札率が75.28%となっており、競争性が発揮されている。一方、予定価格が1千万円未満の工事については、92.03%で、結果として平成20年度通年では、平成19年度と比較し、1.62ポイント上昇の86.22%となった。市内業者のみで行った入札は、平均落札率が93.25%と経費率等を考えればやむを得ない部分もあるとはいえ、依然と高落札率にとどまっている。しかしながら、景気が大きく落ち込んでいる情勢を踏まえ、かねてから監視委員会からも検討してはどうかとの意見もいただいていたが、市内業者のみで指名競争入札のできる工事の範囲を予定価格1千万円未満から3千万円未満に引き上げたことを事務局から説明。

(質疑・応答)

- ・ 平均落札率は、落札率の単純計算で算出しているようだが、金額ベースで算出すればかなり違ってくるのではないか。

金額ベースで見た方がいいのではないか。議会等へ提出する場合も、これはひとつの単純平均だと説明し、金額ベースを示した方が、経費の面でも分かりやすいのではないか。

(事務局)

- ・ 予定価格が高いほど落札率が低いという傾向があるので、総額の金額ベースで計算するともう少し下がってくるようになります。
今後は、金額ベースで算出するようにします。

(2) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況等(平成20年10月~21年3月)を報告

- ・ 6件で延べ11社に対して指名停止の措置

独占禁止法違反	2件延べ11社
競争入札妨害又は談合	2件
その他	2件

(質疑・応答)

- ・ 独占禁止法違反で大手企業が指名停止になっているが、芦屋市に業者登録をしているのか。実際の入札に入ってくるのかがあるのか。

(事務局)

- ・ 芦屋市の登録業者です。大規模工事の場合は、参入できる場合がありますが、少ないです。

(3) 入札・契約等経過審議

- ・ あらかじめ指定委員により抽出された、指名競争入札4件、随意契約1件の5案件について、入札・契約に至る経過を説明

(主な意見・質疑等)

- ・ 污水管の更生工事で特定の工法協会に加盟しているという要件を付しているが、必要ないのではないか。その工法が一つの業界で独占されれば、独占禁止法違反になるのではないのか。技術審査の場合は、この工法ができる者ということになるが、工事実績で見ればいいのではないか。市の入札条件として適切なのか疑問に思う。

(事務局)

- ・ 発注課である下水道課が管更生の内容によってそれぞれの工事にどの工法が適しているのかを判断していますが、その工法を行うのに、一定の技術、設備、材料が必要となりますので、協会に加盟していないとできないと聞いています。二つ以上の工法協회를指定して行っていますが、「協会に加盟しているのになかなか指名されない」という苦情は聞きますが、「協会に加盟していないといけな
いのか」という苦情は聞いておりません。特定の工法協会に偏らないよう配慮し、指名を行っています。

- ・ この工事は、市外業者だけとなっている。市内業者はある程度指名するのは必要だと思うが、対象が市外業者だけになるのであれば、一般競争入札で行う方が良いのではないかと思う。一般競争入札となると、事務が煩雑になるという面もあるが、一度検討してもらいたい。

- ・ 入札金額は、百万円単位などの切りのいい数字になっていることが多いように思われるが。

(事務局)

- ・ 入札に当たっては、内訳書の提出を求めています。細かい数字は、積算を積み上げていく中で千円単位などで端数処理されていることが多いです。また、最終的に値引き処理という形でも整理されていることが多いです。

- ・ 次回、一度内訳書がどのようなものなのか見せていただきたい。

- ・ 入札結果で無効というのがあるが、単純なミスによるものか。

(事務局)

- ・ 入札書の投函前に必ず入札書の確認をするよう注意していますが、日付や件名の記載誤りや記載漏れ、委任を受けた者の印鑑漏れなど、単純なミスが多いです。

(4) 工事等の指名業者選定基準の一部改正について

- ・ 事務局から市内景気高揚策の一環として一部改正を行った旨を説明

(主な質疑・応答等)

- ・ 議会のほうでは問題にならなかったか。

(事務局)

- ・ 問題にはなりません。やむを得ないというより、好感を持っていただいたと思います。

(5) 特別簡易型総合評価落札方式について

- ・ 事務局から前回の入札監視委員会に提示した試行要領及び落札基準の素案を内部会議で検討を重ね、最終案として整理したものを説明。

(主な質疑・応答等)

- ・ 予定価格の規模でいくと、市外業者も入ってくることになるのか。一般競争入札で行うのか。

(事務局)

- ・ 市外業者が入ってきます。公募型指名競争入札で行います。

- ・ 特別簡易型総合評価落札方式は、今年の秋ごろになるのか。年間どのくらいを

想定しているのか。

(事務局)

- ・ 一般的な工事ということで、土木工事で年間1, 2件を想定しています。
- ・ ISOは、市内業者は取得しているのか。市外業者ではどうか。

(事務局)

- ・ 市内業者は、取得していません。市外業者では、中規模程度の業者でも取得しているところが散見されます。
- ・ 公共機関からの表彰というのは、結構あるのか。

(事務局)

- ・ 県では、毎年表彰を行っており、市内業者でも表彰を受けている場合があります。
- ・ 男女共同参画の取組という評価項目は、今までに他の自治体でも取り入れているところがあるのか。就業規則を提出させるのか。
- ・ 制度をとりいれていれば、実績がなくても良いのか。育児・介護休業制度は、就業規則の雛形として取り入れているだけのところが多いと思う。実績は少ないのではないかと思う。

(事務局)

- ・ 既に取り入れている自治体はあります。兵庫県でもこういう形ではありませんが、取り組んでいる場合に評価される内容となっています。就業規則あるいは、労働協約の写しを添付してもらうことになります。
- ・ 取組の有無ということですので、実績は問わないことになります。もう一度検討してみます。
- ・ 本来、総合評価方式というのは、価格だけではなく、高度な技術を評価していたのではないか。

(事務局)

- ・ 何故導入するのかというと、市としては、地域貢献度や社会性を高めるために導入します。

国土交通省は、各地方公共団体に工品質の確保・ダンピング受注の防止の観点から、総合評価方式を積極的な導入を促しており、当初はいわゆる技術評価でしたが、新たに特別簡易型という評価項目に応じた形で評価できる方式を示し、学術経験者の意見聴取についても手続を簡素化するなど、市町村が導入しやすいように持ってきています。本市としても取組まざるを得ない側面もあり、実施できる環境は整えて、実施すべくやっていかざるを得ないと考えています。

- ・ 政策誘導的な側面である。これまでは価格競争だけであったのが、工品質の議論が出てきて、品質の議論では企業評価・技術者評価ということになる。そこに、地域貢献度・社会性という政策誘導を持ち込んでいくということだ。小さい自治体の場合、地域貢献度・社会性というのは、重要性があると思う。同種工事の施工実績は持っているだろうから、技術力はある程度揃うのではないかと思う。

- ・ 企業年金制度というのは、大手企業はあっても中小企業ではあまりないのではないか。
- (事務局)
- ・ 中小企業ではあまりないかもしれませんが。経営事項審査の項目の中で加点評価される項目の制度で、適格退職年金等になりますが、該当する業者はあると思います。

閉 会